

保 存 期 間 : 10 年  
(平成36年年末)  
平成26年 4月 8 日

資 料 3

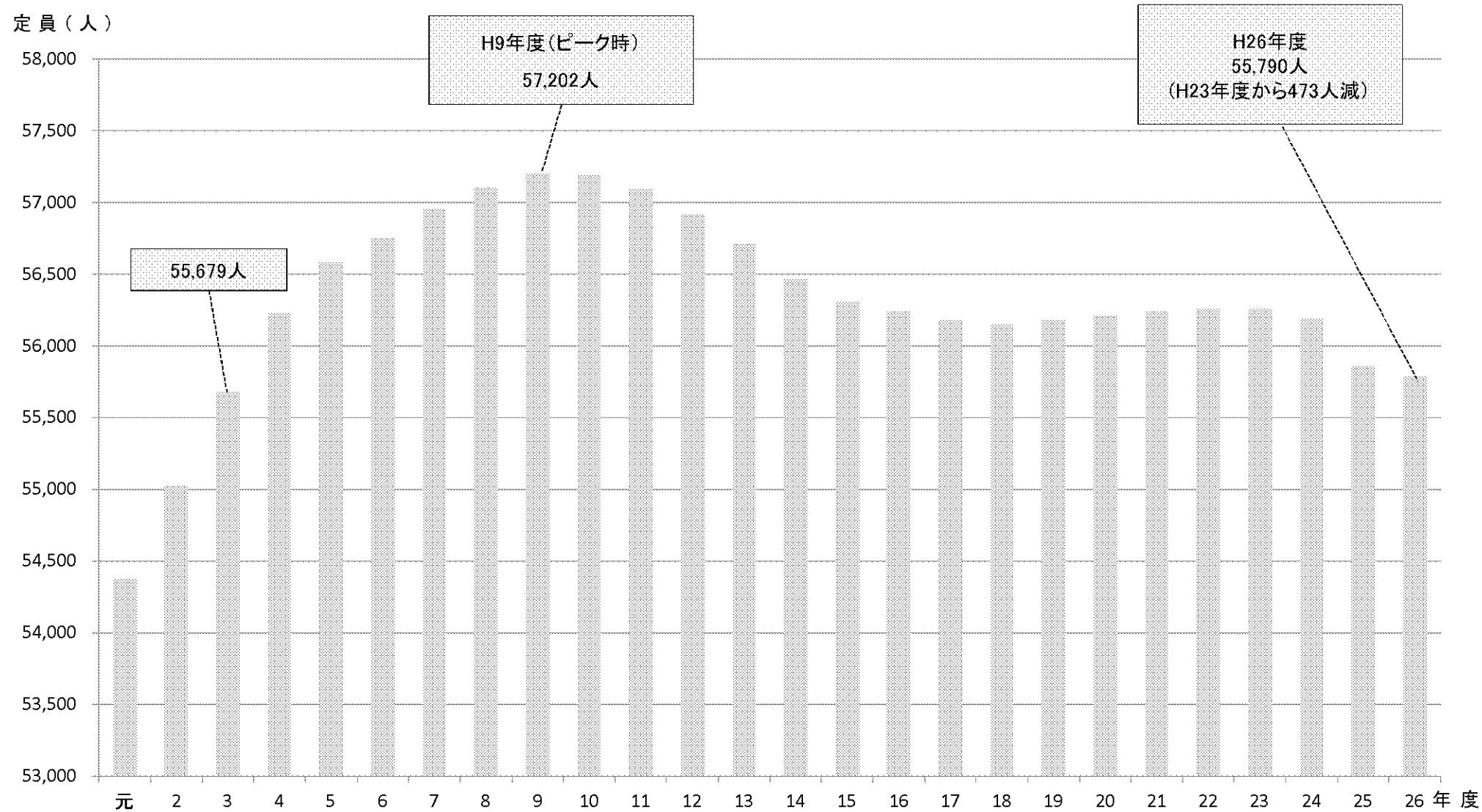
# 税務行政の現状と課題

---

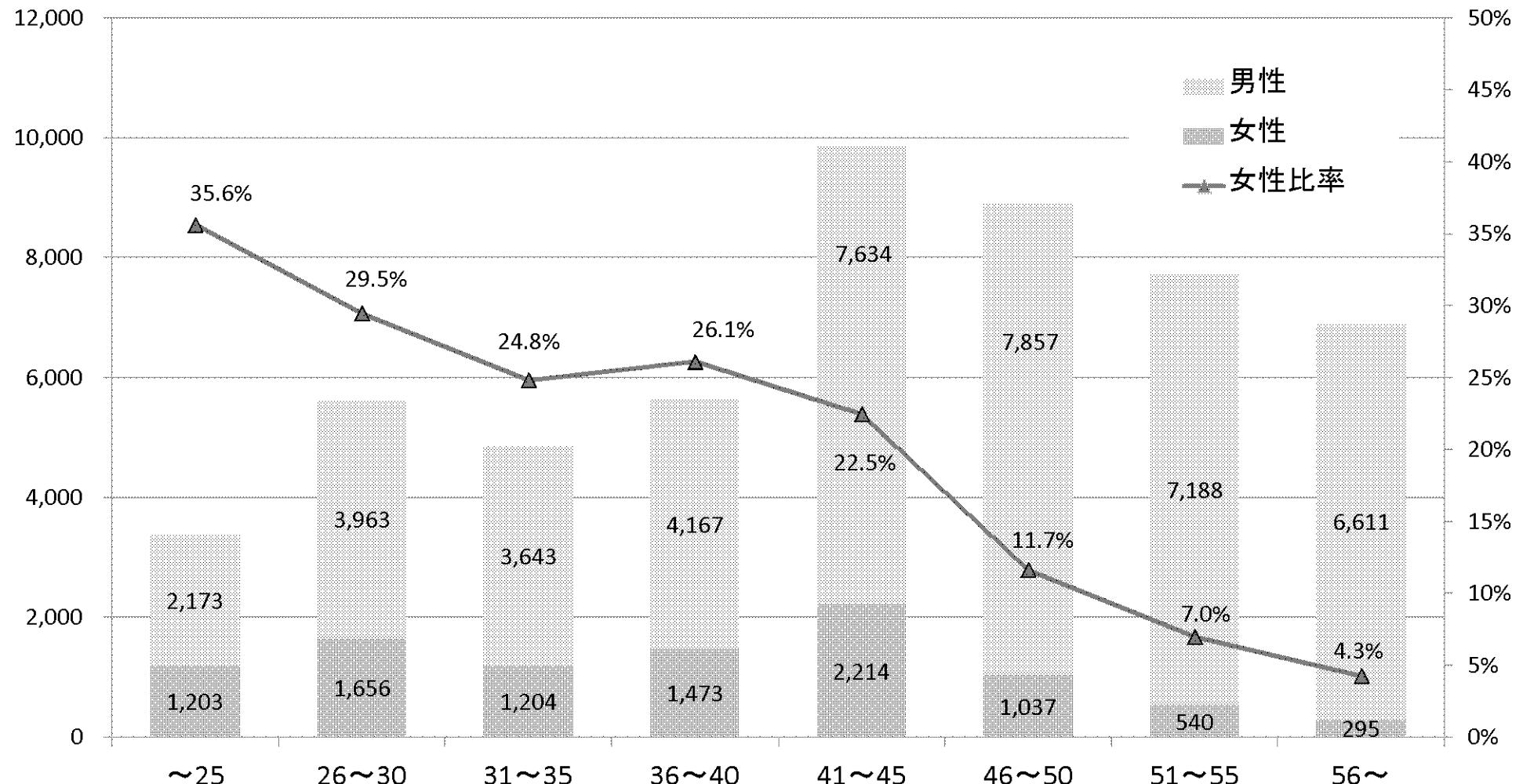
## I . 税務行政の現状

---

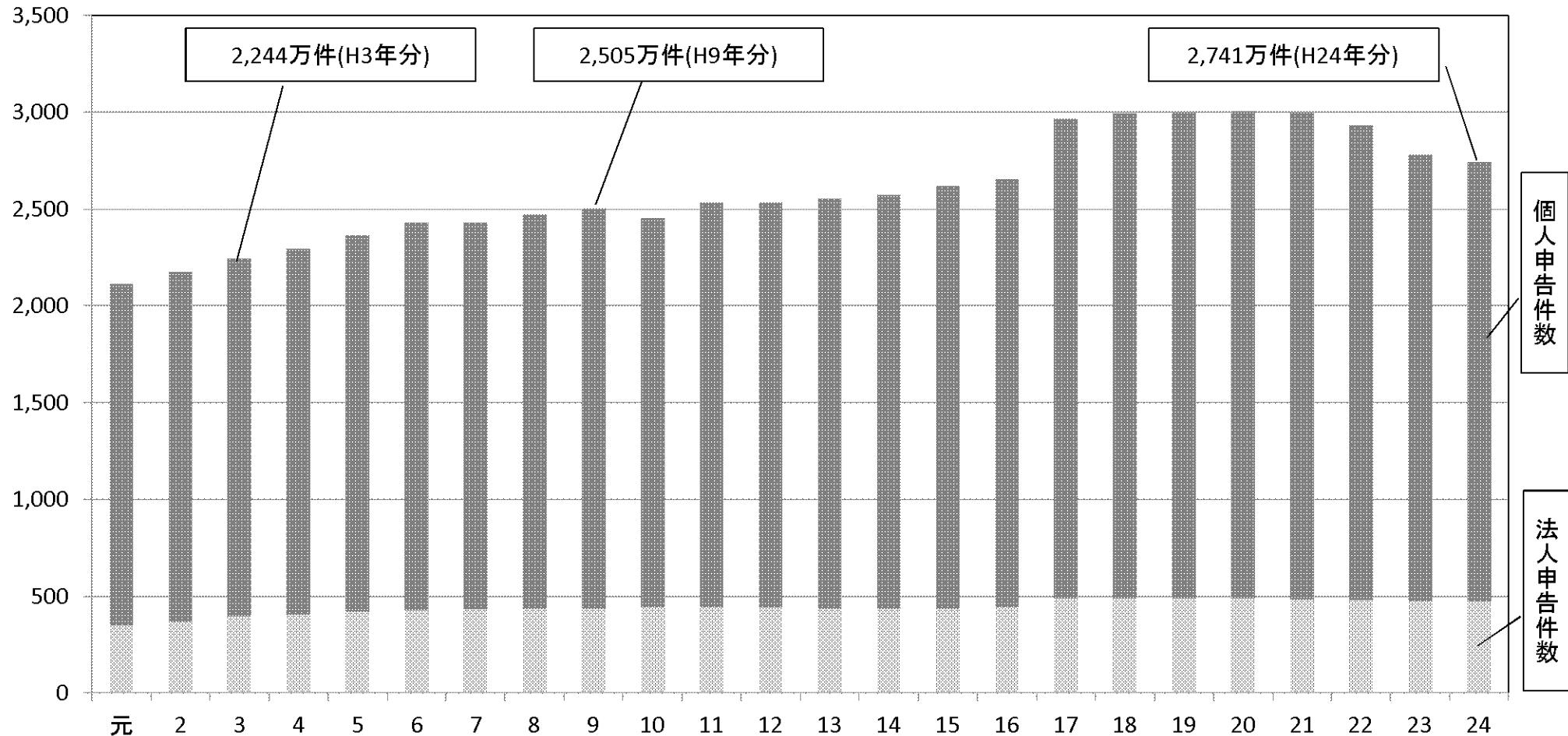
# 1. 国税庁の定員の推移



## 2. 年齢別・男女別職員構成 (平成25年10月)

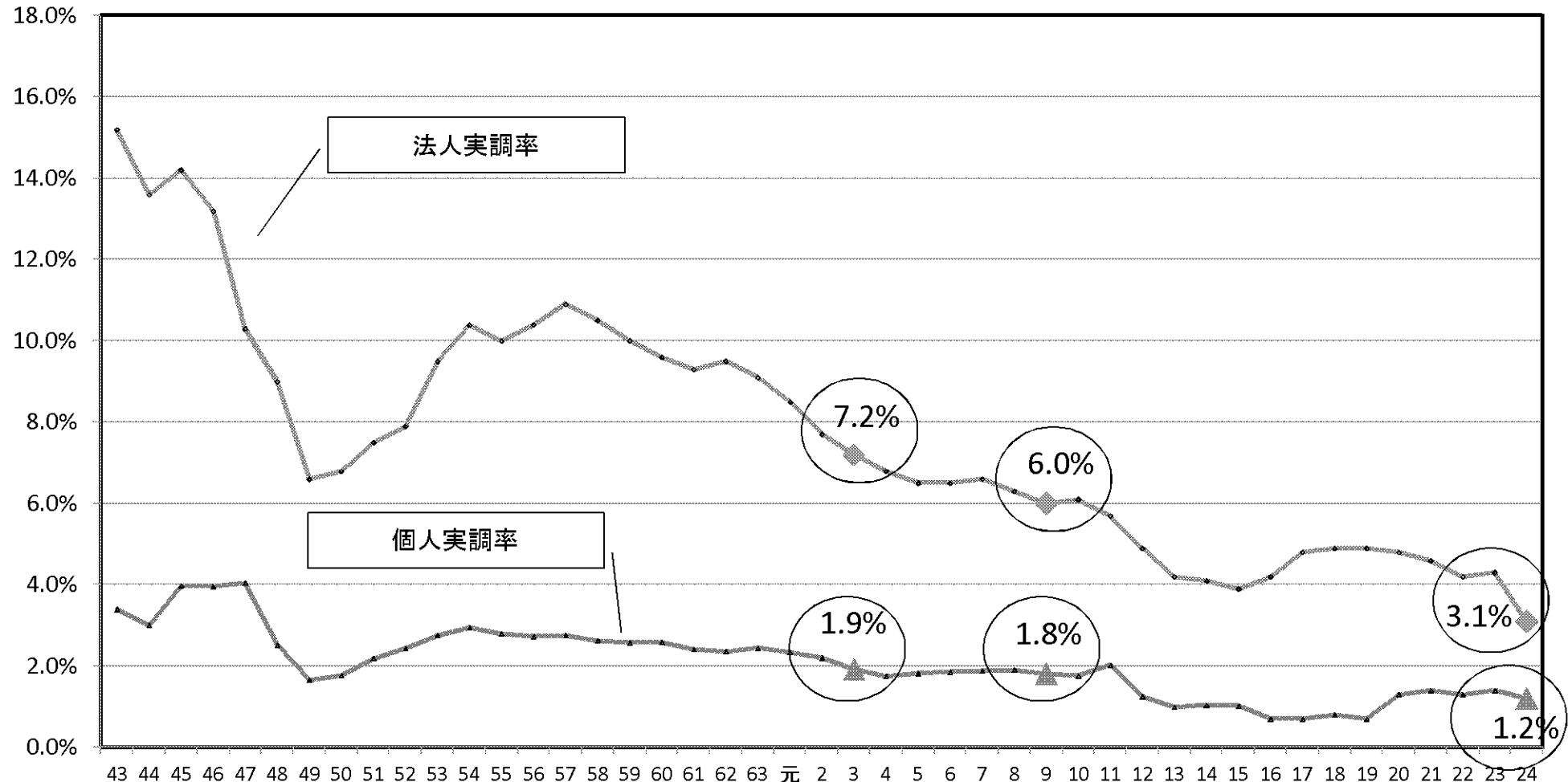


### 3. 申告件数の推移（法人税・所得税・消費税）



(注) 申告件数は、法人税は平成19年までは各事務年度（7月1日～6月30日）中に申告期限が到来したものに係る件数を、平成20年以降は4月から翌年3月末までに終了した事業年度に係る件数を計上。また、所得税は各年分の件数を、消費税は各年度（4月～3月）中に課税期間が終了したものに係る件数を計上。

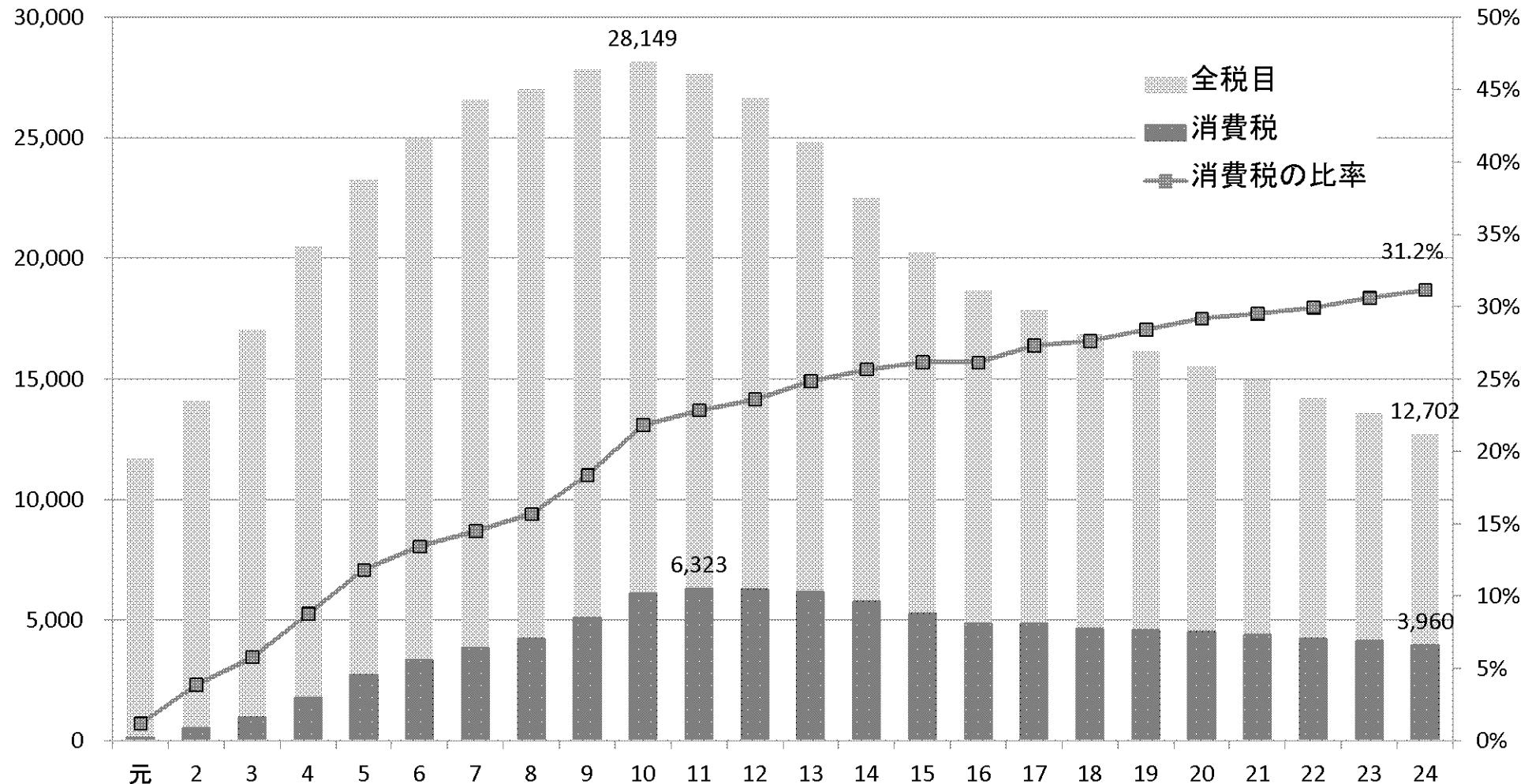
## 4. 実調率の推移



(注)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。

「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したもの。

## 5. 租税滞納状況の推移

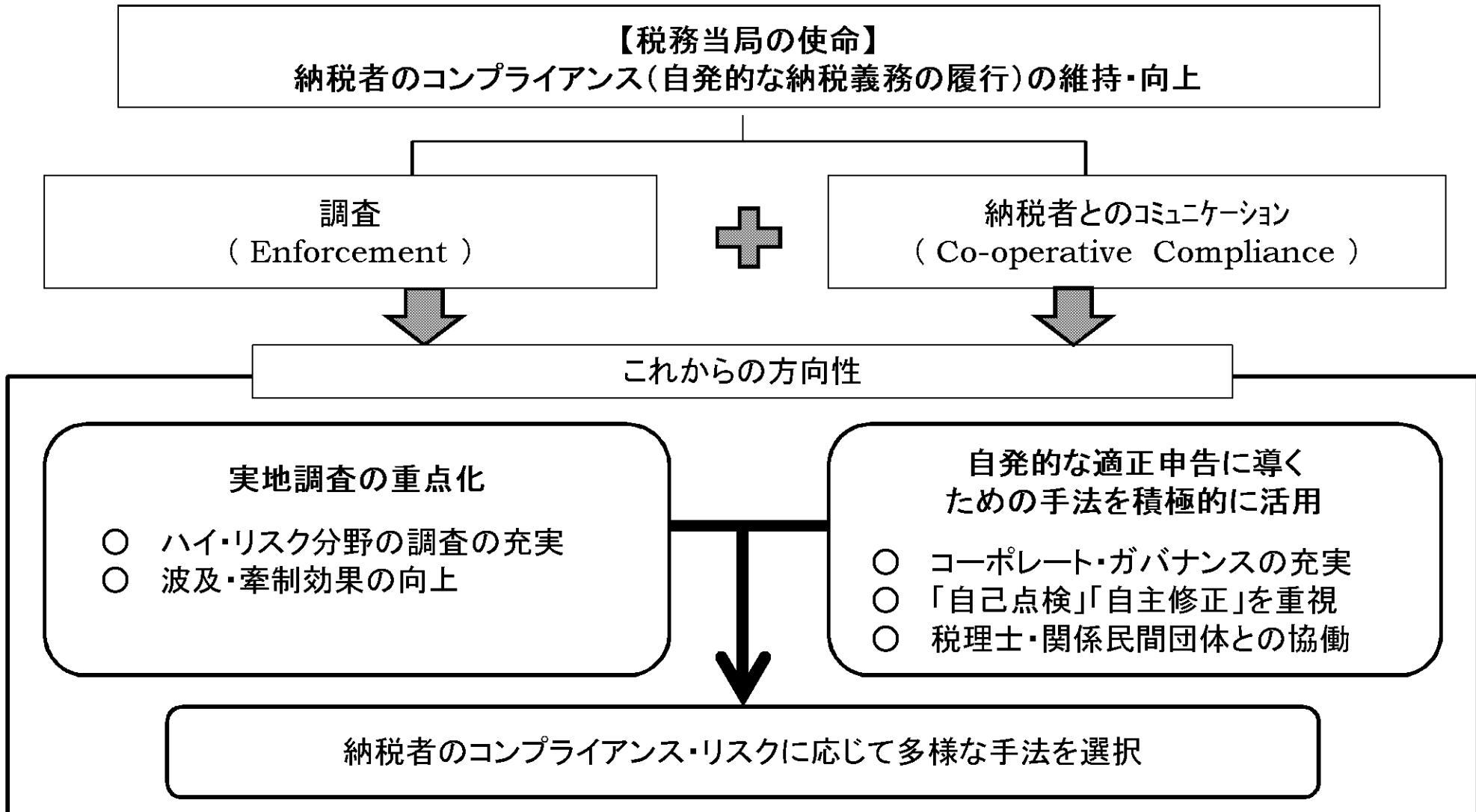


---

## II. 税務行政の課題

---

# 1. これからの税務行政の方向性



## (参考) 国外財産調書制度

### <概要>

- ◆ 国外財産調書制度は、年末時点において5,000万円を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度
- ◆ 平成25年末時点分から適用開始（平成26年3月17日が提出期限）

### <記載内容>

- ◆ 財産の種類、数量、価額及び所在
- ◆ 財産の価額は、原則として12月31日現在の「時価」又は「見積価額」

### <提出促進策>

- ◆ 国外財産に関する所得等の申告漏れの場合、
  - ✓ 提出された調書に記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税を5%軽減
  - ✓ 調書の提出がないとき又は提出された調書に記載がないときは、過少申告加算税又は無申告加算税を5%加重
- ◆ 国外財産調書の不提出・虚偽記載には、罰則あり（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※ 罰則は平成27年1月以降に提出すべき調書から適用

加算税の軽減・加重をインセンティブとして  
適正な国外財産調書の提出を促進

## 2. 消費税率引上げ等への対応

### 消費税率の引上げに伴う転嫁対策等

#### I 消費者・事業者に対する広報

- 社会保障・税一体改革の意義に加え、消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただく税であること等の広報

#### II 転嫁拒否等の行為の防止等

##### ○ 独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置

- ・ 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置(独禁法よりも迅速な処理、下請法よりも広い保護対象を実現するための立法措置)
- ・ 転嫁・表示カルテルの独占禁止法の適用除外

##### ○ 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

- ・ 各省庁・地方支分部局、各都道府県に相談窓口を設置
- ・ 政府共通の相談窓口(消費税価格転嫁等総合相談センター)を内閣府に設置

・ 公正取引委員会において中小事業者向けの移動相談会を実施

##### ○ 転嫁拒否等の行為に対する調査等のための体制整備

- ・ 公正取引委員会、中小企業庁、各業界の所管省庁において、転嫁拒否等を集中的に監視・取締り
- ・ 内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室を設置し、省庁間の情報交換を促すなど、司令塔機能を発揮

##### ○ 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- ・ 中小事業者が通報しづらいことを踏まえ、大規模小売店等を含め、これまでを大幅に上回る規模の書面調査を実施

#### III 価格表示等に関する法制上の措置

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する広告・宣伝等の禁止(いわゆる「消費税還元セール」等の表示の禁止)
- 総額表示義務を限定的に弾力化(「本体価格+税」等の表示が可能)
- 表示カルテルの独占禁止法の適用除外(再掲)

### 左記に基づく国税庁の主な対応

- 消費税の転嫁に関して講じた立法措置や支援措置をわかりやすく説明した事業者向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省(中小企業庁)及び財務省(国税庁)のそれぞれにおいて作成・配布する。

- 消費税価格転嫁等総合相談センターの国税庁分室を設置し、価格表示等に関する相談についてもスムーズに対応する。

- 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口(改正消費税相談コーナー)を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応する。

酒類業界の所管省庁として以下の対応を行う。

- 国税庁酒税課にも消費税価格転嫁等総合相談センターの分室を設置し、酒類業者による転嫁拒否等に係る情報の受付・相談について対応を行う。

- 各国税局においては、酒類業者に係る転嫁拒否等の行為についての情報収集や調査・指導を行う。(「消費税還元セール」等の表示に対しても転嫁拒否等の調査・指導に準じた対応を行う。)

- 転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置について、事業者が適切に対応できるよう、特例措置の内容を広報・周知するとともに、相談等にもしっかりと対応する。

### 3. 社会保障・税番号制度への対応

#### (1) 制度の概要

	個人番号	法人番号
指定・通知	市町村長が、個人に住民票コードを変換して得られる番号を指定して通知	国税庁長官が、法人等に会社法人等番号を基礎とした番号を指定して通知
利用範囲	社会保障、税、災害対策等の分野の事務で利用可能 ※ 番号法の規定によるもの以外は、個人番号の利用、個人番号を含む個人情報の収集・保管、提供等は禁止	広く一般に公開、官民問わず様々な用途で利用可能 ※ HP等で法人等の基本情報(商号、本店所在地、法人番号)の閲覧・検索が可能なサービスを提供(ただし、人格のない社団は同意のある場合のみ)

#### (2) 導入スケジュール

- ◇ 平成27年秋頃、個人番号・法人番号を通知し、平成28年1月以降利用開始予定。
- ◇ 税務関係書類への番号記載時期は、以下のとおり(平成28年1月の番号利用開始を前提)。

納税申告書	所得税: 平成28年分の申告書から 法人税: 平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
法定調書	平成28年1月以降に行われる金銭の支払等に係るものから
申請書等	平成28年1月以降に提出するものから

# 社会保険・税番号制度導入のロードマップ(案)

内閣官房作成

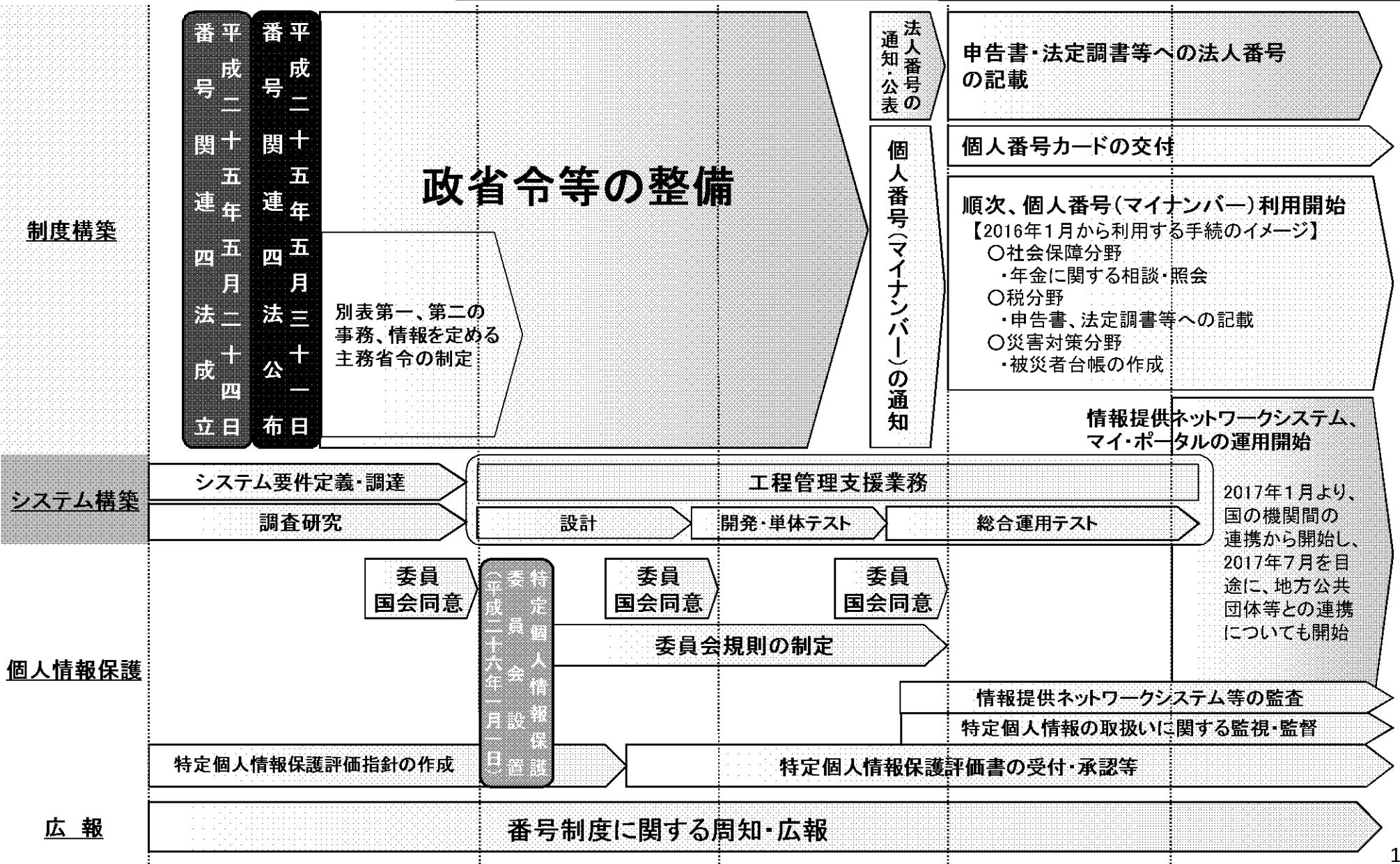
2013年  
(H25年)

2014年  
(H26年)

2015年  
(H27年)

2016年  
(10月)  
(H28年)

2017年  
(H29年)



### 3. 社会保障・税番号制度への対応（続）

#### （3）制度導入により期待される効果

##### ☆ 所得把握の効率化・適正化

- ✓ 税務当局に提出される書類に番号が記載されることとなり、法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えることから、所得把握の適正化・効率化が期待。

##### ☆ 納税者利便の向上（検討中）

###### ✓ 添付書類の省略

住宅借入金等を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続時などにおける住民票の添付省略。

###### ✓ 源泉徴収票・支払報告書の電子的提出先の一元化

給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、オンラインでの電子的提出状況を踏まえて、電子的提出先を一元化。

###### ✓ 情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）を活用した情報提供

自己の過去の納税申告や納付履歴に関する情報、確定申告を行う際に参考となる情報など納税者に有用な情報が自宅のパソコン等から容易に閲覧可能。

## 4. 平成26年度税制改正

### (1) 納税の猶予及び換価の猶予の見直し (平成27年4月1日から適用)

- 換価の猶予について、納税者の負担軽減と早期・的確な納税の履行確保の観点から、これまでの税務署長の職権によるものに加え、納税者からの申請による制度を新設する。
- その他、納税の猶予及び換価の猶予について、担保要件の緩和のほか、分割納付の規定等の手続面の整備を行う。

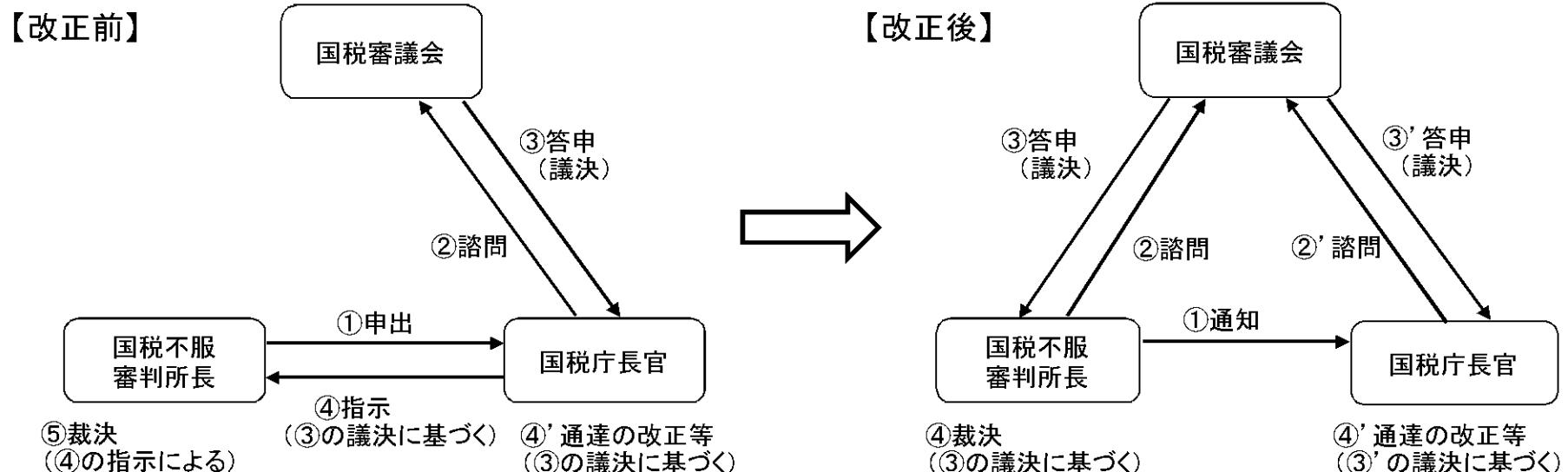
	要件	延滞税	効果・手続等
納税の猶予 [納税者の申請]	<ul style="list-style-type: none"><li>① 災害により相当の損失を受けたとき</li><li>② 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき</li><li>③ 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき</li><li>④ 確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>免除</li><li>軽減 &lt;26年は1.9%&gt;</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・猶予期間は1年以内（延長可・最大2年以内）</li><li>・新たな督促、滞納処分の禁止</li><li>・原則、担保が必要（②～④の場合）※</li></ul> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・分割納付の規定整備</li><li>・財産・収支等の資料提出（提出困難な場合を除く。）</li><li>・不許可事由・取消事由の整備</li><li>・申請に係る質問検査権の整備</li></ul>
換価の猶予 [税務署長の職権]  【新設】 [納税者の申請] <申請期限> 納期限から6月	<p>納税について誠実な意思を有する場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき</li><li>② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき</li></ul> <p>☆ 納税について誠実な意思を有する場合において、一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難となるおそれがあるとき（他に滞納がある場合は除く。）</p>	軽減 <26年は1.9%>	<ul style="list-style-type: none"><li>・猶予期間は1年以内（延長可・最大2年以内）</li><li>・原則、担保が必要※</li></ul> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・分割納付の規定整備（原則、毎月の分割納付）</li><li>・財産・収支等の資料提出</li><li>・不許可事由・取消事由の整備</li></ul> <p>※担保が不要となる場合について、従来の「税額50万円以下の場合等」を「税額100万円以下又は3月以内の猶予の場合等」に緩和。</p>

## 4. 平成26年度税制改正

### (2) 国税通則法第99条の改正

- 国税不服審判所長から意見の申出があった場合の国税庁長官の国税不服審判所長に対する指示を廃止。
- 国税不服審判所長が国税庁長官の法令解釈と異なる解釈による裁決又は重要な先例となる裁決をするときは、その意見を国税庁長官に通知する。
- 国税不服審判所長と国税庁長官は共同して国税審議会に諮問し、国税審議会は双方に答申する(議決)。その議決に基づいて、国税不服審判所長は裁決する(国税庁長官は通達の改正等を行う)。

(注)国税審議会への諮問は、審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合は不要。

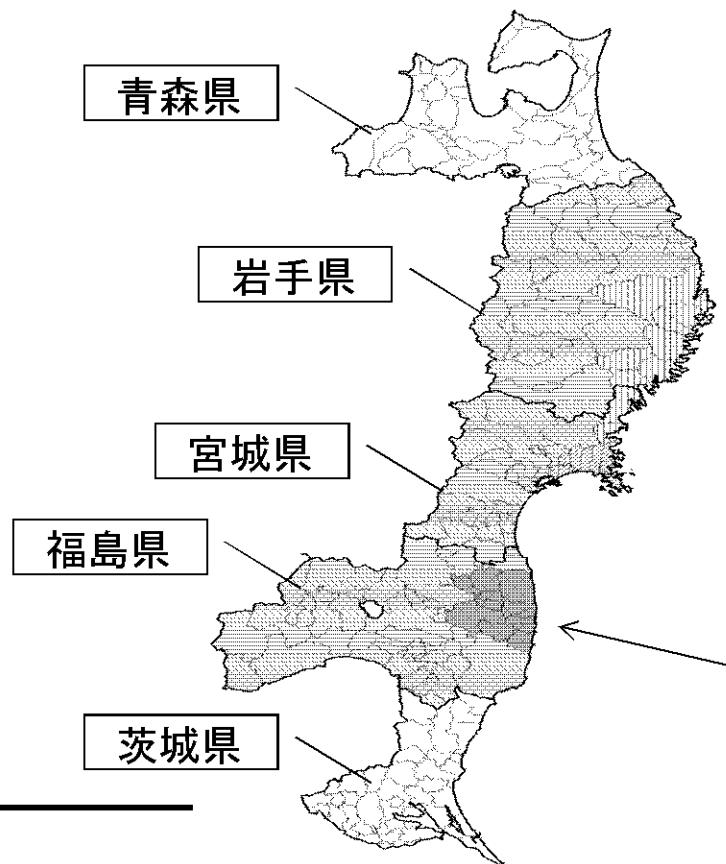


## (参考) 平成26年度税制改正の主な改正項目

(1) 法人課税	①所得・消費の拡大 (法人税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所得拡大促進税制の拡充・延長※</li> <li>■復興特別法人税の1年前倒し廃止</li> <li>■交際費課税の緩和・延長</li> </ul>	※：所得税でも 同様の措置
	②民間投資の活性化、 産業の新陳代謝の促進 (法人税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生産性向上設備投資促進税制の創設※</li> <li>■中小企業投資促進税制の拡充・延長※</li> <li>■研究開発税制の拡充・延長※</li> <li>■既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設※</li> <li>■ベンチャー投資促進税制の創設</li> <li>■事業再編促進税制の創設</li> </ul>	
	③地方法人課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地方法人課税の偏在是正</li> </ul>	
(2) 消費税関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>■外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し</li> <li>■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し</li> </ul>	
(3) 車体課税		<ul style="list-style-type: none"> <li>■自動車重量税の見直し (参考)地方税:自動車取得税の見直し、軽自動車税の見直し</li> </ul>	
(4) 個人所得課税		<ul style="list-style-type: none"> <li>■給与所得控除の見直し</li> <li>■NISAの利便性向上のための見直し</li> </ul>	
(5) 国際課税		<ul style="list-style-type: none"> <li>■国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)</li> </ul>	
(6) 納税環境整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>■猶予制度の見直し</li> <li>■税理士制度の見直し</li> </ul>	

## 5. 福島県下12市町村に係る期限延長措置の終了

- ◆ 東日本大震災の発生を受け、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県について、国税の申告・納付等の期限を延長（平成23年3月15日付告示）。その後、各地域の復興等の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了。
- ◆ 今般、期限延長が続いていた福島県下12市町村についても、平成26年3月31日をもって期限延長措置を終了。ただし、複数年分の申告・納付等が必要となる納税者も少なくないこと等を考慮し、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付等の手続きをしていただくこととした。



対象地域	告示日	延长期日
青森県及び茨城県	平成23年 6月3日	平成23年 7月29日
岩手県、宮城県及び福島県の内陸部等約8割の市町村	平成23年 8月5日	平成23年 9月30日
岩手県及び宮城県の沿岸部の一部の市町村	平成23年 10月17日	平成23年 12月15日
宮城県の石巻市、東松島市及び女川町	平成24年 2月3日	平成24年 4月2日
福島県の沿岸部12市町村	平成26年 1月31日	平成26年 3月31日

## 6. 国際的な情報交換

### 租税条約等に基づく情報交換の3類型

要請に基づく情報交換

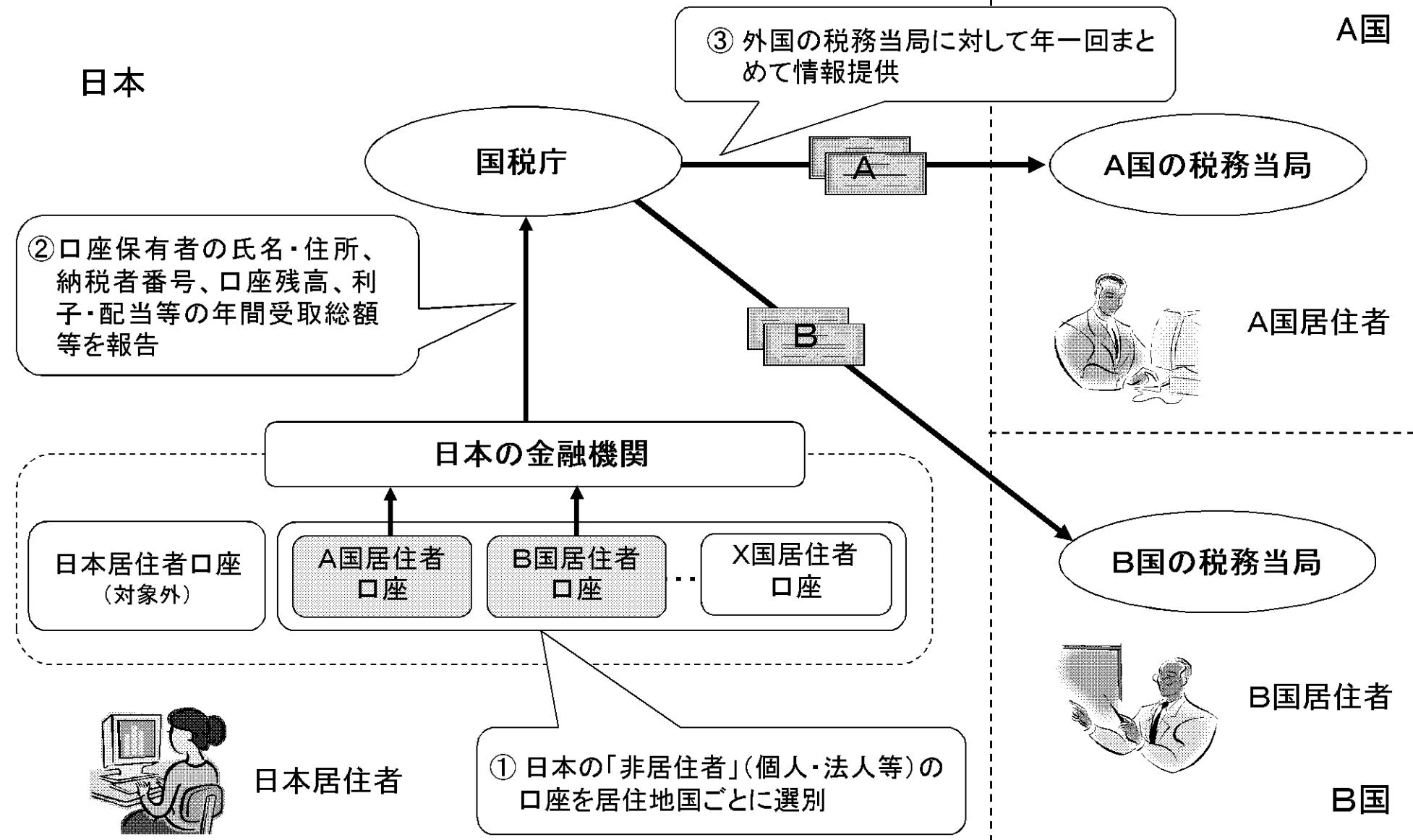
自発的情報交換

自動的情報交換

### G20財務大臣中央銀行総裁会議声明 税部分（仮訳） (2014年2月22-23日 於：シドニー)

9. …我々は、相互主義に基づく、税に関する情報の自動的な交換のための共通報告基準を支持し、9月の会合において我々の実施計画を詳細にするために、我々の金融機関を含む、全ての関係団体と協働していく。並行して、我々は、2015年末までにG20諸国間で、税に関する自動的情報交換が開始されることを期待する。我々は、そうすることが可能な国により当該基準が早期に採用されることを求める。我々は、全ての金融センターに対して、我々のコミットメントに適合することを求める。

## 共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(日本⇒外国)



## 7. BEPS（税源浸食と利益移転）に対する取組み

### G20サミット首脳宣言（抄） (2013年9月5-6日 於：サンクトペテルブルグ)

厳しい財政再建や社会的困難を迎えていたる状況において、多くの国では、全ての納税者が應分の税を支払うことを確保することはかつてないほどの優先課題となっている。租税回避、有害な慣行及び濫用的なタックス・プランニングに対して取り組む必要がある。また、…我々は、適當な場合に計画を充実させるメカニズムとともに、税源浸食・利益移転(BEPS)に対処することを目的としたOECD策定の野心的で包括的な行動計画を全面的に支持する。我々は…利益を生み出す経済活動が行われ、価値が創出される場所で、利益が課税されるべきである。税源浸食・利益移転を極小化するために、我々は、メンバー国に対し、我々の国内法がどのように税源浸食・利益移転に寄与しているかを検証するとともに、多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにすることを要請する。

※BEPs: Base Erosion and Profit Shifting

## OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要)

行動	概 要	期 限
1	電子商取引課税 (報告書の作成)	2014年9月
2	ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認 (モデル条約等の策定)	2014年9月
3	外国子会社合算税制の強化 (勧告の策定)	2015年9月
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 (勧告等の策定)	2015年9月～12月
5	有害税制への対抗 (税制の審査・枠組みの改定等)	2014年9月～2015年12月
6	租税条約濫用の防止 (勧告の策定)	2014年9月
7	恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止 (PEの定義の変更)	2015年9月

行動	概 要	期 限
8	移転価格税制(①無形資産) (ガイドラインの策定等)	2014年9月
9	移転価格税制(②リスクと資本) (ガイドラインの策定)	2015年9月
10	移転価格税制(③他の租税回避の可能性が高い取引) (ガイドラインの策定)	2015年9月
11	BEPSの規模や経済的効果の指標の集約・分析方法の策定 (分析方法の確立)	2015年9月
12	タックス・プランニングの報告義務 (勧告の策定)	2015年9月
13	移転価格関連の文書化の再検討 (規定の策定)	2014年9月
14	相互協議の効果的実施 (方法の策定)	2015年9月
15	多国間協定の開発 (課題分析・協定案の開発)	2014年9月～2015年12月

## 8. 税務行政執行共助条約

- 税務行政執行共助条約は、締約国間で租税に関する以下の行政支援を相互に行うための多国間の合意。
  1. 情報交換：締約国間で租税に関する情報を交換
  2. 徵収共助：租税滞納者の資産が他の締約国にある場合、他の締約国にその租税の徵収を要請
  3. 送達共助：租税に関する文書の名宛人が他の締約国にいる場合、他の締約国にその文書の送達を要請
- 我が国では2013年10月1日に発効。
- 2014年3月1日現在の署名国は64か国、発効済の国は日、英、韓等37か国。

